



石狩市学校給食センター 異物混入対応マニュアル

令和2年8月

石狩市学校給食センター



目次



1	マニュアル策定の目的	P 1
2	異物混入防止対策	P 2~4
	(1) 学校給食センターにおける対策	P 2~3
	(2) 学校における対策	P 4
3	異物混入事故発生時の対応	P 5~11
	(1) レベル1 非危険物の場合	P 5~8
	(2) レベル2 危険物・危険物と疑われる物の場合	P 8~11
	(3) 教育局及び保健所への報告について	P 11
	(4) 代替食について	P 11
	(5) 給食時間の確保について	P 11
4	児童生徒及び保護者への対応	P 12
	(1) 給食の中止又は献立の一部を中止した場合	P 12
	(2) 給食の再開又は献立の一部を再開した場合	P 12

※参考資料

別記様式	異物混入調書	P 13
	異物発見から報告までの対応フローチャート	P 14~15

1

マニュアル策定の目的

学校給食の目的は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。

しかしながら、毎年、学校給食における異物混入は後を絶ちません。

学校給食は、栄養的及び教育的配慮はもちろんですが、安全で安心して食べることができるものであることが大前提であり、そのような学校給食に異物が混入することは、児童生徒が不快な気持ちを持つことだけでなく、健康被害等の危険が生じる可能性が考えられ、学校給食の目的が果たせないことにもなりかねません。

したがって、異物混入が発生した場合、速やかに異物の識別及び混入原因を特定した上で、再発防止策を講じ、給食の安全性を確保する必要があります。

また、異物混入は予期せぬことで発生していることから、あらゆる原因を想定した対策を講じることも必要であり、食材管理をはじめ、学校給食センターの施設・設備管理や作業管理等、さらには学校における食品の取扱いや食事環境について管理を徹底することが重要です。

このため、各関係機関の責任を明確にし、それぞれが責任を持って様々な状況に応じた的確な判断と迅速な対応を行うため、石狩市学校給食センター異物混入対応マニュアルを策定しました。

2

異物混入防止対策

(1) 学校給食センターにおける対策

① 食品の選定

- 施設の衛生管理状況及び食品の取扱方法が良好で、衛生上、信用のおける食材納入業者を選定し、信頼できる食材を購入します。
- 食品納入業者との連絡を密にし、学校給食の意義、役割及び徹底した衛生管理について指導します。
- 製造業者、食材納入業者へは必要に応じて立入り調査を実施し、操業状況及び衛生管理について確認します。
- 原材料及び加工食品について、製造業者もしくは食品納入業者が定期的に行う実施する微生物及び理化学検査の結果又は生産履歴等の記録を、必要に応じて提出させ、確認します。
- 異物の混入があった食材を納入した場合は、再発防止を強く指導するとともに、混入原因と今後の対策について文書で報告させます。また、その程度により納入停止等の措置をとります。

② 食品の検収

- 検収は、検収担当者が必ず立会い、納品時刻、納入業者名、品名、数量、製造・生産先、表示期限のほか、特に品質、鮮度、包装、品温、袋の汚れや破れ、その他包装容器などの状況、異物の混入や異臭の有無等を点検し検収簿に記録します。
- 検収時に虫等が混入しないように、エアカーテンやドアの開閉を適切に行います。
- 検収時において異物を発見した場合は、食品の納入業者と速やかに代替食材等について協議するとともに、食品の納入業者に対し、混入原因と今後の対策について明記した顛末書を必要に応じて提出させます。

③ 施設及び設備、調理器具の点検

- 調理室内は、関係者以外の立ち入りを禁止します。
- 調理員は、日常の衛生点検を徹底し、調理場に入る際にはローラーやエアシャワー等で毛髪やゴミなどを完全に除去し、定期的に相互確認を行います。
- 調理稼動前、稼動中、稼動後及び洗浄後に機器及び調理器具等の点検や異物の確認を行います。もし破損等が見つかった場合は、業務責任者及び栄養教諭等に速やかに報告します。
- 調理器具、食器等を定期的に点検し、傷みが見られるものは更新します。

④ 調理

- 検収、下処理及び調理のすべての過程で複数の調理員の目視を徹底し、異物の発見に努めます。もし異物を発見した場合は、現状保管し、業務責任者及び栄養教諭等に速やかに報告します。
- 機器等は正しい取扱い方法により使用し、禁忌行為は行いません。
- 野菜、果物等の下処理は、流水による三槽式シンクで洗浄し、オーバーフローさせ、3回洗いを原則とします。ただし、虫が多い場合や泥汚れがあるときは、洗いの回数を増やして対応します。
- ビニールに入っている食材をはさみで切って開封する際には、切れ端が出ないように二度切りはしません。
- 包装材の形状によって切り離しをする場合は、作業終了後に開封した数と切り離した数が合致するように必ず点検します。また、ドレッシングの中蓋についても同様に、本数と合致するように点検します。
- 調理の際、ビニール手袋の着用前に、手袋に穴が開いていないか確認するほか、作業中及び作業後においても穴や破れがないかを確認します。もし手袋の欠損が見つかった場合は、作業を中断し、業務責任者及び栄養教諭等に速やかに報告します。

⑤ 配送

- 学校給食センターから各学校の配膳室の入口までの配送に関しては、配送業者に安全及び衛生管理の徹底を図るように指導します。
- 給食コンテナは各学校の配膳員に確実に受け渡します。

(2) 学校における対策

① 学校での衛生管理

- 配膳室の整理整頓及び衛生管理については、各学校の配膳員等が、生ごみや残渣等を置かないように衛生管理に努めてください。
- 給食搬入口の施錠や開錠などの管理を厳重に行ってください。
- 配膳室に配膳員が不在になる場合、配膳員は目の届く所にいるか、もしくは施錠するように努めてください。
- 配膳員が給食を受け取ったら、品名、数量、品質、包装、異物の混入、異臭の有無、食器及び食缶の異常の有無などの点検を行ってください。
- 学校における検食者は、児童生徒の喫食開始時刻の約 30 分前に検食を行い、異物の混入、異臭の有無等を確認し、喫食に適するかどうかを判断してください。もし異常を確認した場合は、速やかに学校給食センターに連絡し、対応について協議してください。
- 学校における検食者は、検食を行った時間、検食者の意見等を検食簿に記録後、月ごとにまとめ、学校給食センターに提出してください。

② 学級での衛生管理

- 学級担任等は給食当番の児童生徒の体調（下痢・発熱・腹痛・嘔吐の有無等）や衛生状態をチェックし、給食当番に適さない状態である場合は、給食当番に従事させない等の処置をとってください。
- 教室での配食は学級担任等の管理及び指導のもと、異物が混入しないように十分注意して行ってください。
- 学級担任等は、教室内での異物混入を防止するため、画鋲、ステープラーの針、ピン、鉛筆、消しゴム、授業で使用した教材などの散乱がないように整理整頓に努め、さらには害虫が侵入しないように室内管理にも努めてください。
- 食缶の開封は学級担任等又は給食当番で行い、異物の混入、異臭等の有無を確認してください。
- 給食当番の児童生徒は、配膳作業に適した格好（エプロン、帽子やバンダナが望ましい）や髪の毛を束ねるなど、身なりを整え、配食の過程で被服への付着物等の異物が混入しないように十分注意してください。
- 教室内にいる給食当番以外の児童生徒については、着席もしくは配膳を中心として活動し、不必要な活動は避けてください。
- 学級担任等は、児童生徒に異物が混入していた場合の危険性や対応方法について周知してください。

3

異物混入事故発生時の対応

(1) レベル1 非危険物の場合

非危険物 (不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物)	毛髪、繊維片、食品の包材の破片（ビニール等）、スポンジ片、食品に付着していた虫（衛生害虫を除く）、鋭利ではないプラスチック片、植物の皮や殻、小石（5ミリ以下）、肉類の骨、海産物に付着した貝殻や小エビ等
--	--



- A 別食器に盛り付け直して提供（配膳後に発見した場合）
- B 異物を取り除いて提供（配膳前に発見し、取り除ける場合）
- C 喫食を停止し、学校給食センターに報告・対応協議（配膳前に発見し、取り除けない場合）

実施主体	対応内容
混入のあった学校	【混入のあった学級（学級担任等）】 ①学級担任等は、異物の混入を確認した場合、注意を呼びかけるとともに、児童生徒の安全確認を行ってください。ただし、異物が多量の場合は、混入のあった料理の喫食を一時中止してください。 ②異物は現状保存し、種類や数量、形状、混入状況を学校長等に報告してください。 ③その後の対応については、学校長等の指示に従ってください。

【学校（学校長等）】

- ①学校長等は、状況によって対応方法（A～C）を指示してください。
- ②学校長等は、学校給食センターに異物発見時の状況等を異物混入調書（別記様式）により報告してください。
※学校内での混入が判明した場合は、学校給食センターへの報告は必要ありません。

A 配膳後（食缶外）に発見した場合

- ①盛り付けたもののみ提供を中止し、別食器に盛り付け直して提供するように指示してください。
- ②異物をコンテナで学校給食センターに提出するように指示してください。

B 配膳前（食缶内）に発見し、取り除ける場合

- ①異物が少量であれば、異物とその周辺を取り除いて提供するように指示してください。
- ②異物をコンテナで学校給食センターに提出するように指示してください。

C 配膳前（食缶内）に発見し、取り除けない場合

- ①当該食缶の喫食を停止するとともに、学校給食センターに報告し、対応について協議し、その対応を学級担任等に指示してください。
- ②喫食停止により不足した料理が学校内で確保できない場合は、学校給食センターと協議し、その対応を学級担任等に指示してください。
- ③学校給食センターから異物混入の事実について説明した保護者宛ての文書が送信されてきた場合は、印刷し、児童生徒に配付してください。

学校給食センター

【学校給食センター長】

A・B 配膳後（食缶外）に発見した場合、もしくは配膳前（食缶内）に発見し、取り除ける場合

- ①学校給食センター長は、学校長等から異物混入の連絡を受けた後、異物をコンテナで回収するように指示します。
- ②混入が他校に及ぶ可能性がある場合は、他校に異物混入がないか学校給食センター職員等に確認するように指示します。
- ③栄養士及び委託会社に混入原因を調査するように指示します。
- ④調査結果を当該学校長に報告します。
- ⑤生涯学習部長に報告します。
（事故により、喫食者等に何らかの影響を与えた可能性があり、観察の強化や検査・調査の必要性が生じた場合、もしくは、事故により喫食者等に何らかの変化が生じ、治療・処置・処理の必要性が生じた場合。）

C 配膳前（食缶内）に発見し、取り除けない場合

- ①学校給食センター長は、学校長等から異物混入の連絡を受けた後、異物の回収方法を指示します。料理が不足し学校内で確保できない場合には、その後の対応についても協議・検討し、学校長等に指示します。
- ②混入が他校に及ぶ可能性がある場合は、他校に異物混入がないか学校給食センター職員等に確認するように指示します。
- ③栄養士及び業務責任者に混入原因を調査するように指示します。
- ④生涯学習部長に報告します。
- ⑤調査結果を当該学校長に報告します。
- ⑥混入状況に応じて、異物混入の事実について保護者宛て文書を作成します。

	<p>【栄養士及び委託会社】</p> <p>①調理業務の委託先及び食材納入業者に対し、混入原因の調査を依頼します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録や聞き取り等から、当日の食材の検収時及び調理時の外観等の異常の有無を確認します。 ・異物が、食材の包材、調理機器又は器具の素材と一致していないか確認します。 ・調理工程を確認し、調理機器、器具、施設等の異常の有無を確認します。 ・食材納入業者に確認し、製造（加工）、包装及び配送の各過程における混入の可能性を調査します。 ・調理から配送、配膳に至るまでの作業を確認します。 <p>②調査内容を学校給食センター長に報告します。</p>
<p>教育委員会 (生涯学習部長)</p>	<p>①内容に応じて学校給食センター長から報告を受けます。</p>

(2) レベル2 危険物・危険物と疑われる物の場合

<p>危険物 (児童及び生徒に健康被害が生じる恐れがある異物)</p>	<p>針、食器片、ガラス、金属類、プラスチック片、包丁等の刃、ゴム類、機械部品、乾燥剤、衛生害虫（ハエ、ゴキブリ、クモ等）、ネズミの糞、カビ、針金、薬品類等</p>
<p>危険物と疑われる物 (健康への影響が懸念される異物)</p>	<p>異常な変色、異臭等</p>



- A 別食器に盛り付け直して提供（配膳後に発見した場合）
- C 喫食を停止し、学校給食センターに報告・対応協議（配膳前に発見し、取り除けない場合）

実施主体	対処内容
混入のあった学校	<p>【混入のあった学級（学級担任等）】</p> <p>①学級担任等は、異物の混入を確認した場合、直ちに児童生徒に給食の喫食を一時中止し、児童生徒の安全を確認してください。 ※児童生徒が口にし、治療が必要な場合は、養護教諭と連絡を取り、処置について指示を受けるとともに、健康観察に努め、必要に応じて病院に搬送し、保護者に連絡してください。</p> <p>②異物は現状保存し、種類や数量、形状、混入状況を学校長等に報告してください。</p> <p>③その後の対応については、学校長等の指示に従ってください。</p> <p>【学校（学校長等）】</p> <p>①学校長等は、状況によって対応方法（A・C）を指示してください。</p> <p>②学校長等は、学校給食センターに異物発見時の状況等を異物混入調書（別記様式）に沿って報告してください。 ※学校内での混入が判明した場合は、学校給食センターへの報告は必要ありません。</p> <p>A 配膳後（食缶外）に発見した場合</p> <p>①盛り付けたもののみ提供を中止し、別食器に盛り付け直して提供するように指示してください。</p> <p>②異物をコンテナで学校給食センターに提出するように指示してください。</p> <p>C 配膳前（食缶内）に発見し、取り除けない場合</p> <p>①喫食を中止し、学校給食センターに報告して対応を協議し、その対応を学級担任等に指示してください。 ※全学年に及ぶと思われる場合は、校内一斉放送等により児童生徒及び教職員に対して給食の喫食を中止してください。</p> <p>②今後の対応について学校給食センター長と協議してください。</p> <p>③学校給食センターから異物混入の事実について説明した保護者宛ての文書が送信されてきた場合は、印刷し、児童生徒に配付してください。</p>

学校給食センター

【学校給食センター長】

A 配膳後（食缶外）に発見した場合

- ①学校給食センター長は、学校長等から異物混入の連絡を受けた後、異物をコンテナで回収するように指示します。
- ②混入が他校に及ぶ可能性がある場合は、他校に異物混入がないか学校給食センター職員等に確認するように指示します。
- ③栄養士及び委託会社に混入原因を調査するように指示します。
- ④調査結果を当該学校長に報告します。
- ⑤生涯学習部長に報告します。
(事故により、喫食者等に何らかの影響を与えた可能性があり、観察の強化や検査・調査の必要性が生じた場合、もしくは、事故により喫食者等に何らかの変化が生じ、治療・処置・処理の必要性が生じた場合。)

C 配膳前（食缶内）に発見し、取り除けない場合

- ①学校給食センター長は、学校長から異物混入の連絡を受けた後、対応を協議します。
※混入が他校に及ぶ可能性がある場合は、他校に異物混入がないか学校給食センター職員等に確認するように指示します。
- ②他の学校の喫食を停止する場合は、各学校長に電話で連絡します。
- ③学校給食センター職員等を混入のあった学校に派遣し、異物発見時の状況を確認するとともに、保存してある異物等を回収するように指示します。
- ④栄養士及び委託業務責任者に混入原因を調査するように指示します。
- ⑤混入状況に応じて異物混入の事実について説明した保護者宛ての文書を作成し、対象となる学校長宛てに送付します。
- ⑥一連の内容や対応状況について、生涯学習部長に報告します。
- ⑦必要に応じて石狩教育局及び江別保健所に報告します。

	<p>【栄養士及び委託会社】</p> <p>①異物を確認後、調理業務の委託先及び食材納入業者に対し、混入原因の調査を依頼します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録や聞き取り等から、当日の食材の検収時及び調理時の外観等の異常の有無を確認します。 ・異物が、食材の包材、調理機器又は器具の素材と一致していないか確認します。 ・調理工程を確認し、調理機器、器具、施設等の異常の有無を確認します。 ・食材納入業者に確認し、製造（加工）、包装及び配送の各過程における混入の可能性を調査します。 ・調理から配送、配膳に至るまでの作業を確認します。 <p>②調査内容を学校給食センター長に報告します。</p>
<p>教育委員会 (生涯学習部長)</p>	<p>①学校給食センター長から報告を受けます。内容に応じて教育長に報告します。</p>

(3) 教育局及び保健所への報告について

児童生徒に傷病等の被害が発生又は発生のおそれがある場合や異物混入の原因が製品の製造過程にあると考えられ、同製品が他校や他地域にも納品されている場合は、教育局及び保健所に報告書を提出します。

※報告の手順

- ①事故発生時：事故の概要を直ちに教育局及び保健所に電話で報告します。
- ②状況に変化があったとき：事故の発生後、状況の変化に応じて適宜教育局に連絡します。
- ③事後措置：事故発生の原因究明後、対応経過、今後の再発防止対策等をまとめ、速やかに「学校給食における事故（食中毒を除く。）発生報告書」を教育局及び保健所に提出します。
- ④その他：上記①から③に関連して、報道関係に発表する場合は、発表前に資料を添えて連絡します。

(4) 代替食について

異物混入（学校内での混入は除く）により中止した献立に代わるものについては、学校給食センターが対応します。

(5) 給食時間の確保について

学校長は、異物の混入により、通常の給食時間内に十分に食べることができない場合は、可能な範囲で児童生徒の給食時間を確保してください。

4

児童生徒及び保護者への対応

(1) 給食の中止又は献立の一部を中止した場合 (学校内での混入は除く)

学校給食センターから学校に文書等で報告することにより、早急に児童生徒への説明を行うとともに、異物混入の事実について説明した保護者宛て文書を作成し、学校を通じて保護者に配付します。

また、異物の混入により献立に変更が生じた場合も、異物混入の経緯について説明した保護者宛て文書を作成し、学校を通じて保護者に配付します。

さらに、異物混入のあった児童生徒やその保護者に対しては、学校長と相談の上、混入の事実について迅速かつ誠意をもって状況の説明を行うとともに、児童生徒の体調変化について学校からの情報収集に努めます。

(2) 給食の再開又は献立の一部を再開した場合 (学校内での混入は除く)

異物混入から再開までの経緯について説明した保護者宛て文書を作成し、学校を通じて保護者に配付します。

参考資料

別記様式

連絡受付日時 月 日 :

異物混入調書（センター及び学校記入欄）

記入者：

発生日時	令和 年 月 日 時 分頃 配膳中・食事前・食事中（口に入った・口に入っていない） その他（ ）
発見場所	石狩市立 小学校・中学校・学園 （ 年 組教室・配膳室・職員室・その他 ） センター（下処理室・上処理室（煮・炒・和え・揚・焼）・その他
献立名	
混入状況	
健康被害の有無	有 ・ 無 ・ 経過観察中
対応	取り除いて喫食 ・ 別のものを用意して喫食 喫食を中止（ 個人 ・ クラス ・ 学年 ・ 学校 ） その他（ ）
指示内容	コンテナ回収 ・ 学校へ回収 ・ 業者による引き取り その他（ ）
備考	

調査結果（センター記入欄）

レベル： 記入者：

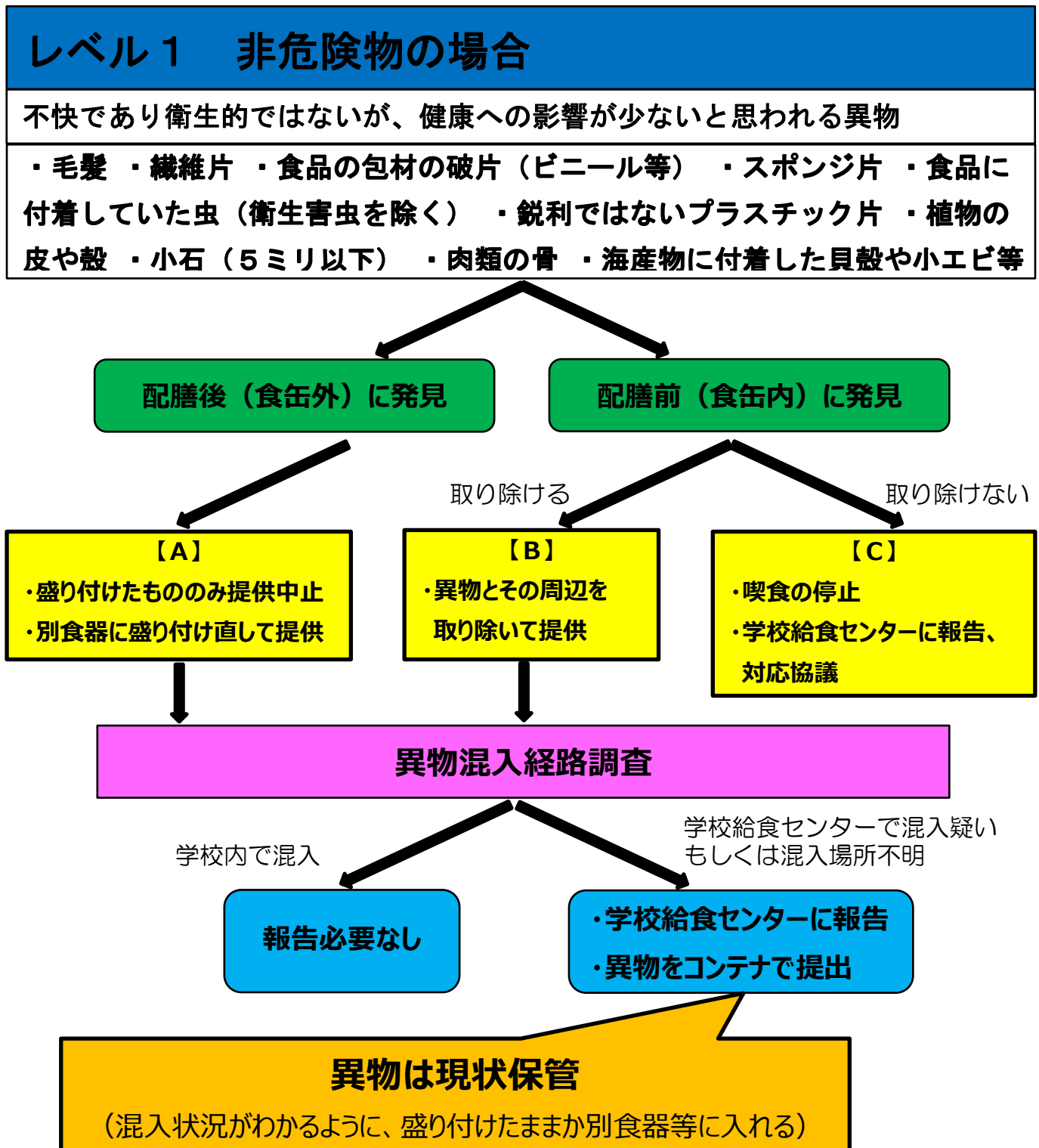
内容	異物混入・納品及び検収・食中毒・その他（ ）
原因施設	センター・関係業者・学校・特定不可
原因	確認不足・知識、情報不足・思い込み・慣れ 原因不明・その他（ ）
学校への一次報告	受取報告（詳細後日・結果報告）・その他（ ）

業者からの調査報告書	月 日受取（業者名： ） ・ 無
学校への調査報告書	月 日提出（メール・持参・FAX） ・ 無

備考	
----	--

参考資料

異物発見から報告までの対応フローチャート



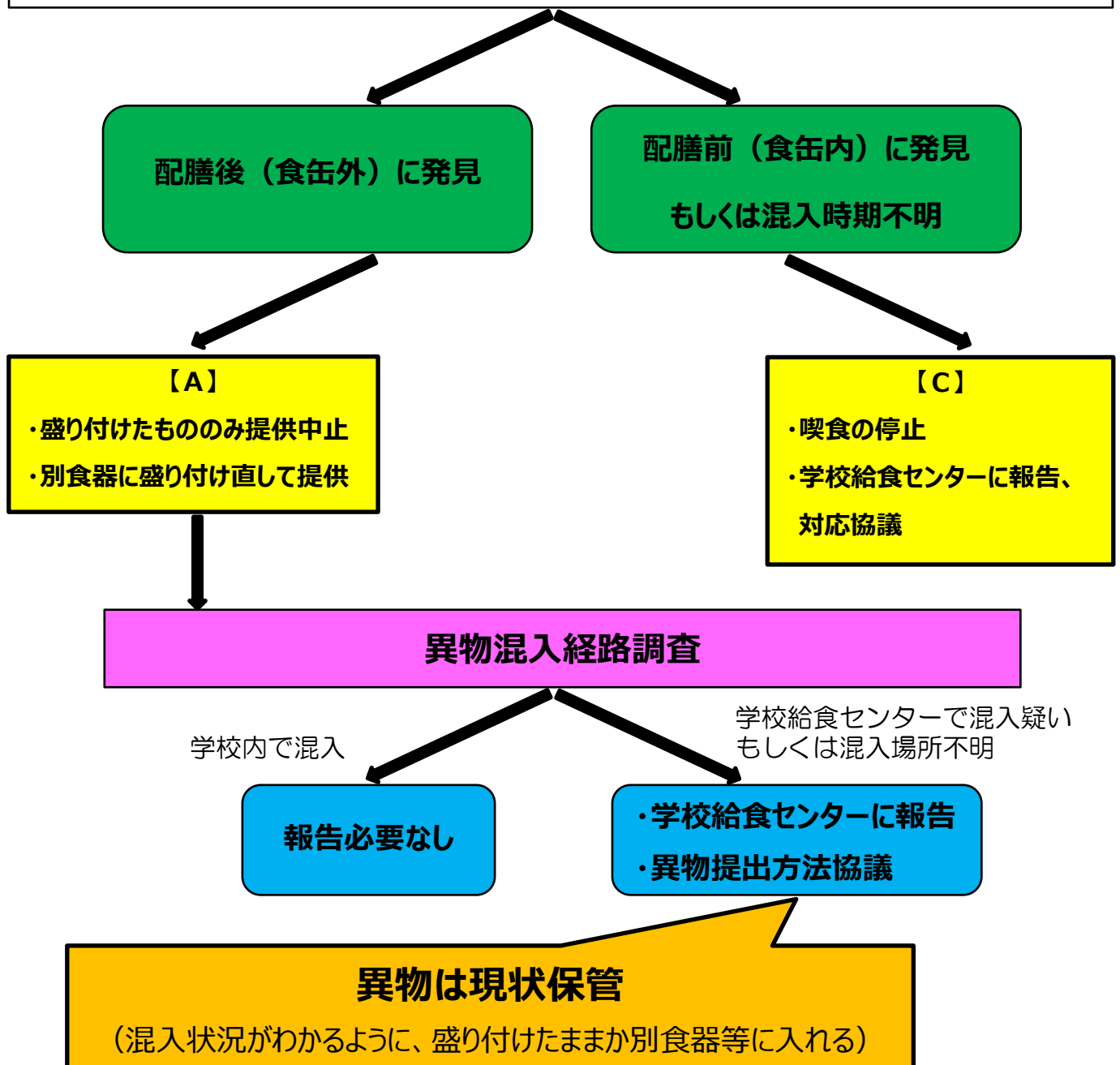
※学校で非危険物か危険物か判断がつかない場合は、学校給食センターに連絡する。

※異物混入事故が発生した場合は、学校長等は、学校給食センターに異物発見時の状況等を異物混入調書により報告する

レベル2 危険物・危険物と疑われる物の場合

児童及び生徒に健康への影響が懸念もしくは健康被害が生じる恐れがある異物

- ・針 ・食器片 ・ガラス ・金属類 ・プラスチック片 ・包丁等の刃
- ・ゴム類 ・機械部品 ・乾燥剤 ・衛生害虫（ハエ、ゴキブリ、クモ等）
- ・ネズミの糞 ・カビ ・針金 ・薬品類等 ・素材が不明等



※異物混入事故が発生し、学校長等からの報告を受けた場合は、学校給食センター職員は異物混入調書を使用して聞き取り、調査結果をまとめ次第、報告書を作成する。

石狩市学校給食センター

〒061-3217

石狩市花川北7条1丁目27番地

TEL : (0133) 62-8015

FAX : (0133) 72-2223